

## 『東洋法制史序論』の位置付けと

その『道徳科学の論文』に与えた影響について

松村健一

### 目次

- 一、はじめに
- 二、「東洋法制史序論」の学問上・方法論上の位置付け
- 三、「東洋法制史序論」の特色
- 四、「道徳科学の論文」に対する影響
  - a. 道徳的準則の研究としての「東洋法制史序論」
  - b. 比較民族思惟・国体研究としての「東洋法制史序論」が「道徳科学の論文」の中・日本体観に与えた影響
- 五、結語

### 一、はじめに

最高道徳の原理の形成は法学博士広池千九郎の学問や信仰体験と深い関係がある。幸い、広池千九郎の生涯の中でどのように最高道徳の原理が形成されたのか、ということについては、井出元の一連の研究によつてある程度明らかにされてきている。これら先行諸研究においては、広池千九郎の神道史研究や東洋法制史研究・天理教での信仰体験・その他がどのように結び付いてモラル・サイエンスの各道徳原理の成立に影響をあたえたのか、

という問題についてある程度詳しく論じられている。<sup>(1)</sup>そして当然のことく、これらの研究に於ても広池千九郎の中國学研究とくに『東洋法制史序論』が最高道德の原理に与えた多大な影響についても触れられている。<sup>(2)</sup>筆者は、これららの研究を更に補うものとして昨年より『東洋法制史序論』の学問的価値を闡明し、その『道德科学の論文』に与えた影響について明らかにすることに取り組んでいる。また、『広池千九郎の学問と道德科学を一貫するパトス』の追求という面からみても、広池千九郎の学問的業績がどのように道德科学の理論に影響を与えていたか、ということを検討することは意味があることと思われる。

また、広池千九郎の学問的業績の性格や研究史上での位置付けについても、内田智雄をはじめとする諸氏によつて既にある程度明らかにされてきているが、今回はまずはじめに『東洋法制史序論』の学問上の位置付けをこれら先人の諸研究によりながら再確認し、然る後に、そのような学問上の業績がどのように『道德科学の論文』を支えているのか、という問題について考えてみたい。

## 二、『東洋法制史序論』の学問上・方法論上の位置付け

『東洋法制史序論』に関する先行研究は幾つか挙げられるが、これら諸先人の見解にも、往々にして広池千九郎の立場・視点を正しく理解し得ているとは思われない部分が存する。そこでまず、これら諸先人の成果をふり返ることから始めたいと思う。

まず、『東洋法制史序論』を純粹に学問的に論評した先行研究として内田智雄の「広池博士の思想における『東洋法制史序論』の意義」<sup>(3)</sup>が挙げられる。内田氏は『東洋法制史序論』が「実は中国古代の法制史であり、哲学史であり、また宗教史でもあるといった、極めて広汎な問題をその内容としている」とし、その内容を要約・紹介

し、またとくに「三 本書に対する若干の私見」においては次のように述べている。

① 法律の原義としての中正・平均が、そのまま天の意志すなわち天道であるというためには、善はその媒介概念として、最も重要な意味をもつわけであつて、どうしても善という概念の定義付けを行なわなければならぬ  
い (p321)

② 博士の推論の手法は、博引旁証主義であつて、その博識強記はまことに驚歎に値するが、もしあえて微瑕を求むるとすれば、引証される古文献相互や、経書の本文、注、疏などに対して、その資料的価値の検討に、甚だ欠くるところがあるということである (p321)

すなわち①のように「善」の定義付けがなされていないという点、②のように引用諸文献の価値の考察が不十分であるという点、の二つの点を批判しているのである。

まず第一の点についてであるが、この「善の定義」に関する内田氏の批評は当らないようと思われる。確かに、広池千九郎自身が「二 善の定義」の項を設けながら「善」を定義付けしなかつたそしりはまぬかれないが、かえて、「善」という概念を定義付け、それにおいてはまるもののみを「善」と認めるやり方は妥当性に欠けるのではないかと思われる所以である。むしろ、例えば中国古代の先秦なら先秦の個々の思想家が何を善としていたのかを(定義などなしに)考察し、その結果として認められた個々の思想家にとっての「善」を帰納的に総合することによって、中国先秦時代における「善」の定義がはじめて比較的客観的なされ得るのである。かくいう筆者も、広池博士がこのよだんな手法を手際よく用いていたと主張するわけではない。ただ、『東洋法制史序論』所引の諸文

献を玩味熟読すれば、「法律」中正・平均「天道」は「善」である、というところに無理なく落ち着くであろうと思われる所以である。

さて、第一の点についてであるが、この点については井出元「廣池千九郎における東洋思想史研究」に於て次のように認識している。

③ このよつた批評は歴史学者、ことに風俗・慣習に注目する立場からは当然のものであろうが、思うに、「東洋法制史序論」の史ということに拘泥しすぎるためではなかろうか。はたして廣池千九郎にとって、そのような純歴史学的な実証的考察という視点がそれほど重要な意味をもつていてあるうか（p101）

④ 要するに廣池千九郎の関心の方向は、古文献の資料的価値や古代社会の実状などにもとづく史的考察というよりは、中国古代の「聖人治世の理想時代」の政治理念および社会構成の実証にあつたといえよう（p102）

⑤ 广池千九郎の東洋研究の方法に注目しよう。まず、その特色として比較という方法を挙げることができる。

广池千九郎の比較論（比較文化、比較思想）は洋の東西に亘る広範囲なものであるが、ことに日本と中国との思想・慣習の比較に力を注いでいる点に特色がある（p103）

すなわち、確かにこの点に関する内田氏の批判は当たっているが、廣池千九郎の視点に立つて考えてみると、むしろ歴史的実証研究というよりは「中国古代の『聖人治世の理想時代』の政治理念および社会構成の実証」、「思想・慣習の比較」という視点からの研究であり、そのような点から評価されるべきだというのである。又、確かに引用諸文献の価値の検討が不十分ではあるのであるが、特に第三章においては「三善の根本実質の探究上必要

なる中国哲学の大要」の項を設け、先秦の諸思想家・諸文献の思想史上の位置付けを行つてゐることは注目に値する。

さて、廣池千九郎のこの比較という方法については、水野治太郎「廣池千九郎の法、言語、道德の世界—比較方法論をめぐって」<sup>(5)</sup>において比較的詳細に論及されている。水野氏は、まず内田智雄の揺籃期・活動期・円熟期の三期の区分に従い、比較思想の角度から、廣池学の展開を次のように再度とらえなおす。

#### 第一期 摆籃期 比較方法なし

#### 第二期 活動期 日・中思维比較

#### 第三期 円熟期 普遍法則を意識

そして特にその第二期に属するであろう「東洋法制史序論」については、「法」を法治主義と德治主義の二つに類型化して考える立場より論じ、

⑥ 广池の比較法研究のねらいは、中国法と日本法の対比を通じての相違点を明示することにあつたのであり、その要旨を正確にとらえるには、中国の法・治主義（理想としては徳治主義だが、現実にはこれが行われず、法

治主義に終わっているという見解）日本の徳治主義（中国古代の理想的体制は、中国では行われずに、かえつて日本において実現されたとする見解）と位置づけるのが彼の提示した比較説を認識することになると思つ。

これを証明する材料としては、广池が「東洋法制史序論」の末尾において、中国を民主主義、個人主義の発達した国として認識し、日本を君主主義、国家主義の発達した国と認識して対比している点が指摘できよう。（p82）

とし、さらに

⑦ こうした広池の把握の仕方が学問的にみて正しいかどうかを論ずることは、大変むずかしいと考える。なぜなら、価値論的考察を多分に含むからである。(p82)

と批評を加えている。確かに『東洋法制史序論』はその結論(第十章)のみに注目してみればそこに

⑧ 中國と日本とに於ける法律と云ふ語の意義の根本的差別と其結果の合一する理由とは、前諸章に亘りて予の略ば説明せし所なり。而して其兩者の主義の根本的差別は、即ち其國民的思想の根本に於て差別あるに出づる事勿論にして、之が為め此兩國に在りては、其同じく國を絶対に立て、其人種の骨格膚色略ば相似たるに拘はらず、其法律上政治上の現象、甲はすべて民主主義、箇人主義の發達を遂げ、乙はすべて君主主義、國家主義の發達を遂げ、其間非常の逕庭あり。されば皮想の上より之を一見する時は、甲は人民の幸福多くして乙は人民の幸福少なかるべく思はるる傾きあれども、其實際に於ては却て反対の現象を呈し、甲は古代聖人治世の理想的時代に於ては帝王社会主義(Imperial socialism)を行ひしも、其後に至りては輿論并に時代思想の代表をなす所の學者の間より、これを君主に要求するのみとなりて、革命屢々行はれ、乙は終始帝王社会主義その國に行はれて、革命の不幸未だ曾て之ありし事なく、上下一致、國運世を遂うて隆盛に赴くの状態なり。而して此に關する詳細の説明は即ち予が既往に於て研究せし所にして、此より將に世に問はむと欲する事項に属す。

とあることから見ても、水野氏のような法治と德治という類型論という視点からの認識は間違いではない。但し、

水野氏のこのよるな『東洋法制史序論』の認識・把握の仕方は、『東洋法制史序論』の結論のみに拘泥し、『東洋法制史序論』における考察の手法と意図とをよく斟酌し得てゐるとは思われない。『東洋法制史序論』の紙幅の大部分が「法」という角度からの中・日両民族の思惟方法・民族性の解明に終始していること、上に引用した『東洋法制史序論』「結論」(第十章)に「兩者の主義の根本的差別は、即ち其國民的思想の根本に於て差別あるに出来る事勿論」であるとしていること、又、

⑨ 古代の法制史を研究するには、先ず其の時代の宗教、道德、法律を研究してからねばならぬ。是の三は密接というよりも同一のものでありし。何故なるかと云えば、もと宗教と道德、法律は同一の者にて、後世に至りて区別を立てたるなり。現に今日でも猶分れて居らぬ國も在る。故に法制史を実質的に究むる学者は、必ず道德、倫理、宗教に精通するはずの者である。古代の国に付きて、この三者の研究を欠きて、單に形式的の法制史を談ずるは無益なるものなり。(『神道講義』緒言)<sup>(6)</sup>

⑩ 法制史とは法律の起源沿革を研究する学問にして、学問上にては主として法理学の研究に資し、また一国の法制史は、その国民の思想を考察するの材料となりて、一般歴史並びに倫理学・哲学・心理学などの研究に資すべく、実際上にては立法者の方針に資すべく、また行政並びに司法問題の解決に当たりて、古來の法慣習を参照する必要ある場合に、その指針に供するの便あるべし。(『東洋法制史講案』 p1<sup>(7)</sup>)

等の記載を考え合わせれば、『東洋法制史序論』をその「結論」のみに拘泥せずより本質的にとらえるならば、「形式的」法制史を根底で支える性格をもつものとしての中・日比較思想・精神・宗教研究としてとらえる方が、より

廣池千九郎の意図に沿つた理解の仕方であり、妥当であると思われる。そしてこのように『東洋法制史序論』を見ることが許されるならば、そこに価値論的考察を多分に含むのも、むしろ当然のことだといわなければならぬであろう。

以上、先行の諸研究について見て来たわけだが、要するに、

- 一、“引用文献の資料的価値の検討に欠ける”というのが現在における『東洋法制史序論』に対する一般的見解であるが、第一・第二章で「法律」の語義の検討をした後、第三章の前半部分において中国哲学史の大要を述べており、文献学的考察も不充分ではあるが、一応なさいことに注目すべきである。
- 二、廣池千九郎の“比較（対比）”という方法が注目されるが、それは“形式的”法制史の研究に先立ちそれを根底で支える比較思想・民族性的考察であった、

という点が浮かびあがつた。

### 三、『東洋法制史序論』の特色

それでは以上明らかにしたよつた比較思想・民族性研究としてあらためて『東洋法制史序論』をとらえなおしてみたいが、『東洋法制史序論』の構成と内容を掲げると次のようになつてゐる。

#### 『東洋法制史序論』

- 第一章 序説
- 第二章 中國に於ける法律と云ふ語の意義

- 第三章 中國に於ける法律と云ふ語の意義と中國に於ける善の根本實質
- 第四章 中正、平均が天道に一致すと云ふ觀念の結果によりて、法律は直に天道に一致すとの觀念を生ぜし事を論ず
- 第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より、聖人の命令并に其理想的法律として認めらるるに至りし事を論ず
- 第六章 中國に於て聖人の命令并に其制定せる法律が中國の理想的法律として用ゐらるる結果、普通凡庸の主權者の命令并に其制定せる法律が亦之に準ぜらるるに至りし事を論ず
- 第七章 中國に於て人為法律の欠点を救済する方法
- 第八章（上） 中國に於ける法律と云ふ語の固有の意義なる中正、平均と一致する各種の思想に淵源せる政治上法律上の各種の現象
- 第九章 日本に於ける法律と云ふ語の意義
- 第十章 結論

「されどこの三国（筆者注——この三国とは中国・朝鮮・日本を指す）は、其哲学上、政治上、法律上及び倫理上に就きての根本思想に於て、実に大なる相異の点ありて存す。即ち其第一は中国思想にして、朝鮮之に属し、第二は日本思想にして、全く中国思想と其根底を異にす。而して均しく中国法律の系統を傳ふ。其各自の發展を遂げ来れる状況果して如何ぞや。」と述べ、この研究の主眼が中国と日本の思想を比較することによりその各の法律系統の思想的・民族性的基盤を明らかにすること

以上、概観して気づくのは、この『東洋法制史序論』は中・日両民族の「法」観念の比較であるが、広池千九郎の行論の過程で、その「法」とはとりもなおさず道徳的準則であることが明らかになつてくる、ということである。すなわち、中国の「法」についての思惟・日本の「法」についての思惟はどちらもなおさず中国人・日本人それぞれの道徳的準則であるといえるのである。比較研究には比較の基準あるいは視点というものが必要である。以前筆者は「思想研究の方法と態度」において、福井氏が思想の対比研究を行う場合の危険性として主張している。

に存することを明言している。

「此法の字は、其造字の起源が悪を去りて水の平なるが如くに事物に平正の貌を保たしむる意義を有するものなるが故に、自ら事物の中正 (Mean) 若くは平均 (Average or Equilibrium) の形を保ちて、他物の標準となるべき義あり。」などと述べ、「法」及びその他関連する語の原義を追究している。

「法律と云ふ語の意義は中正、平均に在り。これ當時中正、平均は善の根本実質として認められし故なり」(第三章)・「法律が中正、平均の意義を有し、中正、平均は善の根本実質にして天道に一致すと云ふ時は、法律が直に天道に一致するは論なきなり (法律 || 中正平均 = 善の実質 = 天道)」(第四章)・「今若し茲に物あり、其威靈能く天道に髣髴するものたらむには、其物の命令并に其制定せらる法律は必ず天道と同じく、天下衆人を威服する事を得るや必せり。中國に於ける所謂聖人の命令并に其制定せる法律が、直に其理想的法律として天下に行はれたる所以、蓋し此に外ならざるが如し」(第五章)などと述べ、「法律 || 中正平均 = 善の実質 = 天道」という図式と、そのような至徳を得した者としての「聖人」の觀念について述べている。

「普通の君主に在りては、其德素より聖人に及ばざれば、随て其命令並に其制定せる法律は必ずしも善なるものにあらず」として、現実問題として為政者はしばしば中正・平均といふ至徳を体得しきれるものではない」という問題に注目し、そこから生じる悪法とを正す方法として、第七章において「(一)慣習法 (Customary law) (二)學者の制裁 (Sanction of scholar) (三)自然法 (Natural law) 回衡平法 (Equity) 等の中國に於て盛に行はれたる事蹟ある」と述べている。

中国の「特殊の國體」を成立させた中正・平均の思想がどのように発現して「中國の政治法律上の原動力」となったのかを追究し、「公平、正義、平等の思想」として発現したこと説いている。

第九章	
第十章	<p>中国の「法」との対比の対象である日本の「法」(のり)について、それが「…且此日本國民の脳底には深く君民同祖の觀念ありて、歴史は長べに之を證明するが故に、忠君の念一層他の萬國の人より篤く、之が為に國民が歴代の天皇を尊崇する事は、宛も中國人民が天道若くは聖人を尊崇すると同じき状態なり。是を以て天皇の宣詔 (Reveal) は必ず神聖なるもの (Sacred rescript) として之を迎へ、如何なる事に在りても、必ず之を遵守する例なりき。是故にノリと云ふ語は權力者の言語と云ふ意義の外、特に「天皇の命令」と云ふ意義を生じて、乃ち之より遂に全く確乎としてノリと云ふ語が、法律と云ふ語の意義を有するに至りしものと思考せらるるなり」という性格をもつものであるとしている。</p> <p>以上の結果をふまえた上で、中國と日本の国体の差異について「中國と日本とに於ける法律と云ふ語の意義の根本的差別と其結果の合一する理由とは、前諸章に亘りて予の略ば説明せし所なり。而して其兩者の主義の根本的差別は、即ち其國民的思想の根本に於て差別あるに出づる事勿論にして、之が為め此兩國に在りては、其同じく國を絶対に立て、其人種の骨格膚色略ば相似たるに拘はらず、其法律上政治上の現象、甲はすべて民主主義、箇人主義の發達を遂げ、乙はすべて君主主義、國家主義の發達を遂げ、其間非常の逕庭あり。」などと説明し結論づけている。</p>
第八章 (上・下)	

「対比する研究対象を選択する基準の恣意性」という問題点、すなわち例えれば「デカルトと荀子」という対比があつたとして、「何故荀子とデカルトを比較するのか、何故荀子とカントであつてはならないのか、何故デカルトと梁啓超を比較しないのか」等の疑問に対する理由が客観的に明示し難い、という問題点を挙げているのを受け、そのような問題を解決する方法として

ただし、「対比」という方法を探りながら「対比」という方法による比較研究を行うに当たつて無視すべからざるこの一大問題を解決し得る方法が一つだけある。それは先ずはじめに例えれば思想史の研究から中国と日本両民族の思维方法・精神的特質を抽出し、然る後にその両者(中国と日本)の思维方法を対比する、という方法である。すなわち、「荀子とデカルトの比較を通して、中国的な思维と西洋的な思维」の比較を行ふことは方法論的に非常な無理があるが、中国・西洋それぞれの思维史研究から中国的な思维と西洋的な思维を抽出し、その両者を比較する、といふのであれば、何ら問題はないのである。ただし、ここで注意しておきたいのは、例えば、中国・日本それぞれの思维史研究から中国的・日本的な思维を抽出する際に於ては、決して思想史的事実から直接に思维方法を抽出できるのではなく、一つの視点が必要である、といふことである。このような対比方法による比較的成功した例としては、広池千九郎の『東洋法制史序論』や溝口雄三の諸論考が挙げられる。そして広池氏の場合は、その視点は「法」(のり)であり、溝口氏の場合は「公」等となつており、その定めた視点から思想史的事実を見る」とにより、はじめてそのような思维方法の抽出といふことが可能となるのである。

と述べた。広池千九郎はまさに「」のよくな「法」(のり)＝道徳的準則という視点から中国と日本の思维の特徴を

抽出し、その両者を比較する、といふいわば「比較の基準がしっかりと確立している」比較という手法を用いているのである。それでは、その比較の基準としての「法」＝道徳的準則を介しての考察の結果、具体的には中国と日本の「法」の「一般性・共通性」と「特殊性・差異性」とをどのように見出していくのであろうか。

- (11) 太古の世、法律は神の下し賜るもの、もしくは神の司るものなりとの信仰ありしことは、いずれの国も同じことにして、ギリシャのホーマーの詩中にあるギリシャ語のThemisという女神は法律を司る女神として信ぜられ、羅馬の古代にPaxすなわち神の法は、Justすなわち人の法律に対して存せる一種の法律として信ぜられ(Fulfilio「比較法制史」)、ケルマン法の古代の裁判法にOrdeal(神断)といふことの行なわれしことき(Fulfilio「比較法制史」)、また印度のVedaの聖典およびManuの法典も、天の神より与えられたりと信ぜられ、回々法のKoran聖典もまた天より授かりしものとして信ぜられ、いずれも宗教と法律とを混同せり。マヌ法典は第一編より第七編までは全く宗教と兵事とのことにして、第八編に至り始めて法律のことあり。また「聖書」の申命記も同一のものなり。(『東洋法制史講義』p.16)

- (12) 今、東洋における法律の原始の形を接するに、以上挙ぐるところの他の諸国の法律のこととく、明らかに法律を天もしくは神より授かりたりといふことの正文はなしといえども、支那においては、天道に従いて法律を定むべしとの觀念の夙にこれありしこと、堯舜以後の記録によりて知るを得べし。また日本においては、上下みな天皇の祖先を尊崇すること著しき例にして、このほか、また天皇の祖先のほか、一般天道をもまたこれを尊敬せり。すなわち、その証は神武天皇の勅に、「頼るに皇天の威を以てして、凶徒就戮されぬ」(『日本書紀』卷三、神武天皇己未三月丁卯)といふことあるを見て知るべし。随つて、法律は天皇の祖宗の意志に従わざるべ

からずとの観念は、始よりこれありしことを推知するに難からず。〔「東洋法制史講案」p16〕

(13) 故に中國に在りては法律と云ふ語が一般の法則といふ語として用ゐられて、命令と云ふ語は嘗て一般の法則と云ふ語としては用ゐらるる事なし。然るに日本は之と反対にして、命令即ちノリと云ふ語が却て一般の法則と云ふ語として用ゐられ、而して其語が中國の所謂法律の本義たる中正、平均の意義を有するを見るなり。(『東洋法制史序論』p210)

(14) 日本に於ては命令即ちノリと云ふ語は一般的法則と云ふ語として用ゐられ、而して其語が中國の所謂法律の本義たる中正、平均の意義を有せる事は前既に之を説けり。是れ何故なるかといへば、日本に在りてはノリとは、天皇の宣誥なるが故に、其意義素より天地の大道に合し、極めて神聖なるものとして國民に尊崇せらるるより、自ら中國の法律と云ふ語の如くに、このノリと云ふ語も必ず善にして他の模範となるべきものなりとの意義を生ずるに至れり。是に於てノリと云ふ語は遂に一般事物の法則、模範、標準など云ふ語として用ゐられ、凡そ漢字の則、矩、規、摹、度、典、經、模、範、式、軌、猷、德、道、辟、彝、準など云へる語は、古く皆ノリと和訓せられてある見るなり。(『東洋法制史序論』p210)

まず、(11)から窺わるのは、中國と日本の「法」は、ギリシャ・羅馬・ゲルマン・印度・その他の地域の法律と同様に「神の下し賜るもの、もしくは神の司るもの」と考えられていることである。すなわち具体的には(12)にみられるように、法律とは中國（支那）においては「天道に従いて法律を定むべしとの觀念の夙にこれありし」とあるように形而上の存在である「神」にも比せられる「天」或いは「天道」に則ることであり、日本においては「上下みな天皇の祖先を尊崇すること著しき例にして、このほか、また天皇の祖先のほか、一般天道

をもまたこれを尊敬せり。」とあるように「天皇の祖先」（天照大神）及び「一般天道」に由来するものであるとしているのである。そして(13)・(14)から窺わるように、このように形而上の「天」や「神」に由來する「法」が、中國では中正・平均觀念としてみられ、日本では主權者の命令＝天皇の詔としてみられるのである。さて、以上をまとめて『東洋法制史序論』の思考回路を示すと次の附表1のようになる。

附表1 「東洋法制史序論」の思考回路

道德的準則＝「法」

中国の「法」についての思惟　　日本の「法」についての思惟

＝

自然法的法則・原理＝中正・平均　　主權者の命令＝天皇の詔

比較

中・日国体觀の相異を説明

に由来する道徳的準則であるという「一般性・共通性」を有しており、そのような中国・日本それぞれの「法」についての思惟の「特殊性・差異性」は中国の「法」が「中正・平均」、日本の「法」が「天皇の詔」として現れていることに存するが、そのような両者の民族思惟の相違が中国の「民主主義・箇人主義」、日本の「君主主義・國家主義」という国体の相違の基盤となっている、としているのである。

#### 四、『道德科学の論文』に対する影響

さて、前章では『東洋法制史序論』が「天」や「神」に由来する道徳的準則としての「法」を基準として中国と日本についてその性格を追究し、さらにその両者を比較して中国と日本の国体の相異について説明していることを明らかにした。そこで本章では、そのような道徳的準則研究及び比較民族性・思惟研究から進んで中・日の国体の差異を明らかにしているという性格を兼ね有する『東洋法制史序論』が、「道德科学の論文」にどのような影響を与えていたか、ということについて見ていただきたい。

##### a. 道徳的準則の研究としての『東洋法制史序論』が「道德科学の論文」に与えた影響

⑯ 天地剖判して宇宙現出し、森羅万象この間に存在して、いわゆる宇宙の現象を成すに至れるは、偶然にして然ることは出来ないのである。必ずやその原理もしくは法則ありてここに至れるものである。故に宇宙間に産出してこの間に存在するところのわれわれ人間としては、この宇宙自然の法則に従わねばならぬことは明らかであります。この故に聖人はこの宇宙自然の法則を天地の公道とも称せられたのである。すなわち、いわゆる「公の道」という名のごとくに、何人も必ず遵守せねばならぬ道であるのです。さればこれに従うものは進化し、これに反するものは退化すと教えられ、しこうして諸聖人躬親らこれを実行して、われわれに御示しくださったのであります（『道德科学の論文』第一冊序 p2）

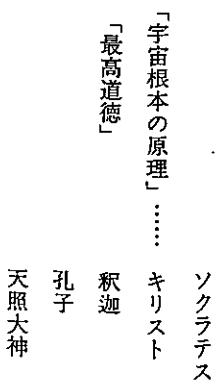
⑰ 「易」の繫辭上の「一陰一陽これを道といふ。これを繼ぐ者は善なり。これを成す者は性なり云々」とあるは、人間何人といえども行わざるべからざるものを陰陽の道というたのである。「一陰一陽」とは、一はなお無のごとしと申して、陰陽一体を意味す。すなわち天地万物の組織、活動、変化の原理及び方法を指すのである。しこうしてこれがすなわち天地の公道であるという意にて、人間生活の標準が、宇宙自然の法則に従うにあることを示せるものである……。（『道德科学の論文』第二冊序 p2）

⑱ 然りしこうして、この最高道徳と申すは、宇宙自然の法則、天地の公道もしくは人類進化の法則であつて、人間実生活の一切の規則であるから、その内容は千種万別、複雑無限であれど、これを概括すれば、おおよそ五か条となるので、これは天照皇大神をはじめ奉り、他の四聖人の道徳系統に一貫せる道徳の原理であるのです。すなわちその五か条とは左のごとくであります。（『道德科学の論文』第一冊序 p29）

さて、まず⑯によると「道德科学の論文」のいわゆる最高道徳とは「宇宙根本の原理」・「公の道」等と表されていることがわかる。そしてその直後に⑰のようになに「易」繫辭伝の一段を引用して「宇宙根本の原理」・「宇宙自然の法則」を説明しているが、これは『東洋法制史序論』での中国の中正・平均観念に対する考察の影響を色濃く受けたものであろうと思われる。また、世界に普遍的な一貫した価値を追究したこのような「宇宙根本の原理」が、前述のように形而上の存在（「天」・「神」等）が形而下の世界に展開し或いは降った「法」（のり）を客観的に追究した『東洋法制史序論』の成果の影響を受けて成立したと考えるのは極めて自然なことと思われる。また

広池千九郎は⑯のように述べて「宇宙根本の原理」は具体的には五か条にまとめられるとしており、その五か条とは「自我没却の原理」・「神の原理」・「義務先行の原理」・「伝統の原理」・「人心の開発もしくは救済の原理」であることを述べている。また、⑰に「天照大神をはじめ奉り、他の四聖人の道德系統に一貫せる道德の原理である」と述べていることからもわかるように『道德科学の論文』は「宇宙根本の原理」・「最高道德」等至善を比較する基準として道德の五大系統について述べている。すなわち、『道德科学の論文』の中（特に第十二章、「最高道德の実行者」）においては、宇宙に唯一の絶対の神に由来する最高道德という道德的準則を基準として、道德の五大系統に属する諸聖人について論じられており、『道德科学の論文』をそのような“比較”研究の成果としてみると時に、その比較の基準及び道德的準則を基準として諸地域・諸系統の諸思想を論じるという論の思考形式そのものにおいて『東洋法制史序論』に極めて似ていると思われる。すなわち、附表2に示したように「最高道德」・「宇宙根本の原理」を基準として五大聖人について論じているのである。

附表2 「道德科学の論文」の思考回路



(これらの聖人を比較)

b. 比較民族思惟・国体研究としての『東洋法制史序論』が『道德科学の論文』の中・日国体觀に与えた影響

⑯ しこうしてこの堯・舜の二帝は、ともにその主權を子に譲らずして有徳者に禅つたのであります。禅は天子が有徳者にその位を伝ふることを意味するのであります。しかるに禹はその子の賢なるためにこれに譲つたのであります。これはすなわち現代法律上にいわゆる「相続法」によりたる主權の譲与であります。しかるに湯は夏の桀王を放つて、自ら主權者となつたのであります。ここにおいて大いにその自己の徳の足らざることを恥じ、仲虺に告文を作らしめしたこと『尚書』（前）の第五目に引くに見えております。しかるに次の周の文王は天下を三分してその二を有つに至つたが、なお殷の紂王に叛こうとはしなかつたのであります。次に武王にいたつては、やむを得ず紂王を伐つたのであります。ここにおいて、伯夷・叔齊のごとき準聖人から反対さるるに至つたのであります。（『道德科学の論文』第六冊 p51～52）

⑰ されば、禅は帝道にてその他は王道であります。しかし孔子はこれをもつて「その義一なり」と申しております。中国においては、たとい放もしくは伐に出づるも、かくのごとき場合には、あえて最高道德に背かぬものとしてあります。これに比すれば日本における最高道德は更に厳密にして、全く放・伐の二法を認めぬのであります。（『道德科学の論文』第六冊 p52）

⑱ 中国における精神的及び国家的伝統は、日本と同じく、全く同一の聖人より出でておるのであります。聖人はすなわち一面には、人類の精神的伝統を神より受け、一面には、その国家的伝統を神より受けて、君主と

なつておるのであります。堯・舜・禹・湯・文・武・周公みなかくの」とくであります。しかるに孔子に至りて、はじめて単に精神的伝統の祖たるにとどまつたのであります。（『道德科学の論文』第六冊 p.97-98）

中国においては神を天・天帝もしくは上帝と称し、その神の作用に対しては、天道・神道・天命もしくは天理等の語を用いておりまして、いずれも神の法則・自然の法則等の意味を有しております。故に右の天道以下の語はある場合には社会の法則すなわち人為の道德、国家の法則すなわち人為の法律もしくは人間の肉体上における生理的法則等のことき種々の法則という意味にも用いられるのであります。かくて中国聖人の定めたる最高道德は、みなその淵源をこの神の法則もしくは自然の法則といふ宇宙の根本原理より發しておるのであります。（『道德科学の論文』第六冊 p.99-100）

まづ、(2)に「中国聖人の定めたる最高道德は、みなその淵源をこの神の法則もしくは自然の法則といふ宇宙の根本原理より發しておるのであります」と見られるが、ここで「自然の法則」・「宇宙の根本原理」とは前述のように『東洋法制史序論』の「自然法的法則・原理」の中正・平均の影響を受けたものであると思われる。そして中國においてはこのように「宇宙の根本原理」を体得したものが「聖人」として國家伝統もしくは精神伝統となるのである。そしてそのことは具体的には(1)に「堯・舜の二帝は、ともにその主権を子に譲らずして有徳者に禅つた」・「禹はその子の賢なるためにこれに譲つた」・「湯は夏の桀王を放つて、自ら主権者となつた」・「武王にいたては、やむを得ず紂王を伐つた」などと見られるように「有徳者」が「聖人」として為政者となつていることとして表されている。また、ここで注目すべきは、「有徳者」が為政者となるということとは「徳」（「宇宙根本の原理」）を体得し得ないものあるいは「徳」から離れてしまつたものは為政者とは認められず、したがつてここに革

命が是認されるということである。「湯は夏の桀王を放つた」・「武王」が「紂王を伐つた」のは、このようない例である。そしてこれは(1)に「これに比すれば日本における最高道德は更に厳密にして、全く放・伐の二法を認めぬのであります」とあるように日本の国体觀との決定的な相違である。また、中国の国體觀は、一口で言えばこのように「自然法的法則」・中正・平均」という至徳を体得した者が為政者となる、ということであるが、(2)に「しかし孔子に至りて、はじめて単に精神的伝統の祖たるにとどまつたのであります」と見られるように、孔子は至徳を体得したにもかかわらず、中国を統治する為政者とはなり得ず、従つて「精神伝統の祖」にとどまつてゐる、ということである。

以上を要するに、中国の国體觀の特色は、「自然法的法則・原理」の中正・平均」という至徳を体得した者が天子として為政者となり、国家的・精神的伝統として機能する、ということである。又、その特色として、革命が是認されること、孔子は精神的伝統にとどまつてゐること、等が注目される。

(22) 日本皇室の御祖先天照大神は神話上の神にあらずして、これを仮に入間として見奉れば、この地上に出現せらる、ある一つの絶大なる人格者、すなわち換言すれば、宇宙本体(Reality)の根本神靈の世界救済のために御出現あそばされたいわゆる世界の諸聖人以上の御聖徳を具備し給えるところの神であるのです。（『道德科学の論文』第六冊 p.292）

(23) かくて日本の地は素尊の高天原を御退去されし以来、その裔孫大国主命幾多の苦労を重ね、少彦名命の助けを借りてこれを一統せしがへこのことは前の第五項下に『古事記』上巻を引く、いまや天照大神よりこの日本を天孫に献上せよとの御命令ありしをもつて、大国主命及びその相続者たる八重事代主神は伝統尊重の原理に

従い、国の伝統ならびに家の伝統の主体たる天照大神の御命令に従つて、この日本を天孫に献じ奉つたのであります。かくの「」として天孫まさに御降臨あらせられんとするに際りて、天照大神は、その昔天の岩戸へ御籠りのときに、畏れ多くも大神の御姿の映りませる御鏡を執りてこれを天孫に与えられ、これを見ること朕を見るがことくせよと詔らせ給い、更に併せて璽と剣とを授け給わつたのであります。後世、三種の神器と申し奉りますものはこの御鏡と璽と剣との総称であります。このとき大神祝詞を降し給わく「行け。宝祚の隆んなること、まさに天壤とともに窮まりなかるべきものなり」と『日本書紀』神代下の一書に見ゆ。後世日本人はこれを「天壤無窮の詔勅」と申し奉ります。かくて天孫の御位はすなわち天照大神の御位であらせられることは、記紀二典の記事まさにこれを証明すれど、…（中略）…」をもつて、日本歴代の天皇は、その伝統（ortholinon, line of succession）において、最高道徳を御実行あそばされたるところの天照大神の御徳と御位との御延長であるといふことになつておるのであります。（『道德科学の論文』第六冊 p321～322）

（24）然りしきして日本国民は、その祖先にさかのぼれば、みなこの絶大なる皇室とその祖先を同じくしておるのです。すなわち皇室も國民も天御中主神へ本体にあたるゝ及び神代の神々にさかのぼればその祖先は同一であります。天祖及び皇室の御聖徳絶大なるに加えて、君民同祖の信仰を有する日本の國家が、世界において無比の強固性を有し、金剛無欠と称せらるるは偶然の結果でありますまい。（『道德科学の論文』第六冊 p333）

（25）そもそも祭政一致は世界各民族の原始時代の通有物にして、あえて日本のみの専有ではないのであります。しかしながら、祭と政と全くその語を同じくし、且つその實質を同じくして、天皇は一国の主権者であつて、且つ国民の信仰の中心であるといふ国は、日本のほか、世界のいづれにもないのであります。孔子は中国の古聖人をもつてそつであると申しております（前に見ゆ）。しかしながら、日本歴代の天皇の國民に対する信仰的表3のようになる。

中心たるの性質は、中国のそれよりははるかに深く且つ重かつたのであります。（『道德科学の論文』第六冊 p341）

以上（24）（25）の資料の傍線部（傍線は本稿筆者による）から窺われるのは、日本皇室の祖先は天照大神であり、天皇及び天照大神は、共に國家伝統であると共に、精神伝統ともなつてゐる、ということである。すなわち中国においては形而上の存在（「天」）の法則としての天道＝中正・平均を体得した者が聖人となりまたは為政者となるのであるが、日本においては形而上の存在である神の直接の延長線上に天皇が位置せられ、したがつて為政者＝天皇の詔もおのずから至善であるとされるのである。そしてここに天照大神＝國家伝統＝精神伝統という図式が成り立つのである。そしてその根底は、やはり『東洋法制史序論』が日本の「法」（のり）を主權者の命令であり天皇の詔であるとしたような、廣池千九郎の学問的観点に支えられていたものと思われる。以上をまとめると附表3のようになる。

附表3

中国の「法」＝自然法的法則・原理＝中正・平均

（至徳）—体得→聖人→精神伝統

日本の「法」(のり)＝主権者の命令＝天皇の詔――国家伝統＝精神伝統

## 『道德科学の論文』

以上は、『道德科学の論文』に見られる中・日の国体とその相違に関する考え方は、『東洋法制史序論』に於る両民族固有の思惟方法に根づく「法」に対する考え方の相違に対する研究に支えられているものであり、しかもそれはかなり妥当な見解であることを明らかにした。中・日両国家の国体はそれぞれその在り方を異にしており、その根底にはそれぞれ異なる・思惟方法・民族性が存したのである。それでは、広池千九郎は、伝統の原理においてはこのような民族性の差異に基づく国体の差異をどのように受容すべきと考えていたのであろうか。

(26) 英国の国民に向かつては、神〈本体〉と、世界の諸聖人と、その諸聖人の伝統を継げるところの系列と、その自己の父母及び祖先とのほか、英國の君主、その祖先及び英國の国家を尊重すべきことを教つる…(中略)…北米合衆国の国民に向かつては、合衆国の主権者、その主権者の系列及び合衆国の国家を尊重することを教うるのであります。その他は一々これを記せざとも明らかなることであつましやう。(『道德科学の論文』第七冊 p279)

(27) 日本と国体・政体もしくは民族性を異にするところの世界各国の国家伝統の主体の資格及びその国民がその

各自の国家伝統の主体に対する精神及び方法はいかにすべきかという問題につきてはその疑問もまた少なからぬのであります…(中略)…その国民がその国家伝統の主体を尊重する形式はその国体・政体もしくは民族性の相違によりて異なるべきも、それ、これを尊重せねばならぬという原理はいずれの国も同じであるはずであります。(『道德科学の論文』第七冊 p307)

(28)・(29)の資料においては、一見してわかるように各民族の民族性に基づく各民族特有の国家伝統を尊重すべきことを述べている。ところが

(30) 日本における眞の帝道はすなわち最高道徳の原理の全貌であつて、中国の霸道はもちろん、帝道・王道も最高道徳より見れば欠陥があるのです(『道德科学の論文』第六冊 p64)

(31) モラロジーにては霸道はもちろん、かかる天地の公道に反する王道をも是認いたしませぬ(『道德科学の論文』第六冊 p63)

(32) 革命によりて人類の安心・平和、及び幸福の増進したことはありませぬ(『道德科学の論文』第六冊 p60)

『東洋法制史序論』の位置付けとその「道德科学の論文」に与えた影響について

(33)～(36)のようにあることから見れば、広池博士はモラロジーとしては、一見すると日本の国家伝統は尊重するが中國の国家伝統に対してもむしろ排斥しているよりも見える。この一種の自己矛盾はどのように解釈すればよいのであるうか。おそらくは、広池千九郎はここでは(33)に見られるような「革命」という武力に訴える手段に対して否認したのであって、国家伝統そのものについては、各民族の民族性・民族固有の思惟方法に根差した各民

族固有の国家伝統をみとめていたのであらうと考えられる。

## 五、結語

『東洋法制史序論』はその学問的位置付けをしてみれば、一、「引用文献の資料的価値の検討に欠ける」といわれているが、第一・第二章で「法律」の語義の検討をした後、第三章の前半部分において中国哲学史の大要を述べており、文献学的考察も不充分ではあるがなされていることに注目すべきである。二、広池千九郎の「比較(対比)」という方法が注目されるが、それは「形式的」法制史の研究に先立ちそれを根底で支える比較思想・民族性的考察であった。という点が浮かびあがつた。

そしてこの『東洋法制史序論』の特色は神に比せられる形而上の存在が展開し、或いは形而上の存在が降した「法」＝「道徳的準則」を基準として中国と日本の思惟の比較を行い、中・日両民族の民族性・民族思惟の差異を解明し、そこから進んで両民族の国体の比較を行ったことにある。すなわち、中国・日本両者の「法」に関する思惟はとりもなおさず形而上の存在の降した法則であり、それ故にそれはそのまま道徳的準則であるという両者の「一般性・共通性」を認識するとともに、それは中国では自然的法則・原理としての中正・平均観念、日本では主権者の命令＝天皇の詔として現れているという両者の「特殊性・差異性」を認識し、そこからすすんで中国・日本の国体觀の相異を説明したのである。

さて、このような『東洋法制史序論』での研究成果は後に「道徳科学の論文」の成立に多大な影響を与えた。『東洋法制史序論』は「法」＝「道徳的準則」を基準として中・日の比較をおこなつた訳だが、その「法」＝「道徳的準則」は「道徳科学の論文」での「最高道徳」や「宇宙根本の原理」といった至善觀が形成される重要な基礎とされたと予測される。

思われる。また「法」＝「道徳的準則」や「最高道徳」等の至善を基準として諸地域・諸民族の思想の比較を行つていいという考え方そのものについても、「東洋法制史序論」・「道徳科学の論文」に貫した共通性であるといえる。さらに『東洋法制史序論』では中国は中正・平均という「法」に対する思惟の上に成り立つ「民主主義・箇人主義」であり、日本は主権者の命令＝天皇の詔という「法」に対する思惟の上に成り立つ「君主主義・國家主義」であるという国体の差異を明らかにしたが、このような国体觀は「道徳科学の論文」のそれを根底で支える一つの基礎ともなっていると思われ、特にその伝統の原理の形成にあたっては、重大な影響を与えたであろうことが予測される。

又、広池千九郎は全人類に貫して適用し得る普遍的原理としての伝統の原理の内、特に国家伝統については、「各民族の民族性に基づく各国家の独自性を認める」という意味での多様性を認めているが、中・日両民族の思惟の比較を通して両民族の国体の差異を明らかにしていく。『東洋法制史序論』は、このような「道徳科学の論文」の考え方の基礎ともなっていると思われる。「道徳科学の論文」は全人類に普遍的な原理を追究したものであり、従つて全篇にわたって最高道徳の普遍性は強調されても、各民族特有の民族性を持つ各民族の多様性にどのように対処すべきかを説くことは少ない。その少ない箇所の一つである国家伝統に関する記載に影響を与えたのは、恐らくは『東洋法制史序論』であつたと思われる。

以上、本稿においては広池千九郎の『東洋法制史序論』の特色を明らかにし、そこに見られる考え方が「道徳科学の論文」にどのような影響を与えたのか、という問題について考察した。広池千九郎の東洋法制史及び国体研究に関するその他周辺資料の内容やそれらと『東洋法制史序論』との相互関係をも考慮に入れた上での考究も必要と思われるが、後の課題とし、結びとしたい。

〈注〉

(1) 「義務先行の原理」の形成（「モラロジー研究」No.12、一九八二年）、「神の原理」の形成（「モラロジー研究」No.22、一九八七年）、「伝統の原理」の形成（「モラロジー研究」No.20、一九八六年）、「伝統の原理」の展開（「モラロジー研究」No.40、一九九四年）、等を参照。

(7) 遺稿「東洋法制史講義」、広池千九郎博士資料集38「広池博士著作集」所収、モラロジー研究所研究部、一九七七年。

(8) 拙稿「思想研究の方法と態度」、「モラロジー研究」No.43、一九九七年。

(9) 資料⑯-⑰に附した傍線は本稿筆者による。

〈附記〉

本稿は平成九年一月に行なわれた第二十四回モラロジー研究発表会および平成九年九月に行なわれた第三十三回研究部ゼミでの報告を加筆・訂正したものである。

(4) 井出元「広池千九郎における東洋思想史研究」、「モラロジー研究」No.10、一九八一年。

(5) 水野治太郎「広池千九郎の法、言語、道徳の世界」、「モラロジー研究」No.15、一九八三年。

(6) 遺稿「神道講義」、広池千九郎博士資料集22「広池博士著述集」所収、モラロジー研究所研究部、一九七六年。